物品単価売買契約書 (案)

下記買受人を甲とし、売渡人を乙とし、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品(灯油)の単価売買契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 7 年 月 日

- (甲) 買受人 住所 熊本市西区京町本丁2番7号 氏名 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 〇〇 〇〇 印
- (乙) 売渡人 住所氏名

印

(契約の主要事項)

- 第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。
 - (1) 品名規格及び単価 別紙内訳書のとおり
 - (2) 契 約 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
 - (3) 予定数量及び金額 別紙内訳書のとおり
 - (4) 品質規格JIS 規格による
 - (5) 履 行 場 所 九州森林管理局庁舎内で指定する場所
 - (6) 納 入 期 限 注文の日から5日間
 - (7) 代金支払場所 九州森林管理局
 - (8) 契約保証金 免除

(給付の方法)

- 第2条 乙は契約期間中、甲(甲の命じた職員を含む以下同じ)の交付する注文書 に記載された物件を、指定の場所において確実に納入期限内に納入するもの とする。
 - 2 乙がドラム缶をもって納入した場合の容器は使用済後速やかに前条の納入場所において乙に返還するものとする。ただし甲の責に帰する理由により容

器の返還ができない場合は、乙は契約期間終了後60日以内に甲に対し容器の時価に相当する金額を請求することができる。

(甲の指示)

第3条 乙は、この契約の履行について疑義を生じたときは甲の指示に従うものと する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに 第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年 和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する 法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、 信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又 は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規 定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでは ない。
 - 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項 ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法 律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の 特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」 という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は 次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を 留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てない者とし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に 規定する通知又は民法第467号若しくは同項に規定する承諾の依頼を行っ た場合についても同様とする。
 - 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(物件の納入検査)

- 第5条 乙は注文書の交付を受けたときは指定の期日までに契約物件を納入し、甲 の検査を受けるものとする。
 - 2 甲は契約物件の納入があったときはただちに検査を行うものとし、この検 査に合格したときをもって物件の引渡しは完了し所有権は甲に移転する。

(検査不合格の場合)

第6条 検査の結果不合格のものがあったときは、甲の指定するところにより代品 と引換または補修のうえ納入し、前条の検査を受けるものとする。

(納入遅延の場合)

- 第7条 乙は、第5条により、注文書の交付を受けた後、理由なく納入を怠った場合は遅延日数に応じ注文書記載の数量に対する代金に対し、年5.00%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払うものとする。
 - 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(予定数量の増減)

第8条 契約期間中、甲の発注する数量が予定数量より増減することがあっても、 乙は異議を申立てないものとする。

(危険負担)

第9条 契約物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

(代金の支払)

- 第10条 契約物件の代金は、検査に合格した物件の数量に契約単価を乗じて確定するものとし、乙の適法な支払請求書に、第2条に定める注文書を添附して甲に提出し、支払いを受けるものとする。ただし、契約期間中、毎月1回を超えることはできない。
 - 2 甲は前項の請求書を受理した日から30日以内(以下「支払期間」という)に代金を乙に支払わなければならない。
 - 3 甲が前項の支払期間内に代金を支払わない場合は、期間満了の翌日から 支払った日までの日数に応じ、当該代金額に対し、政府契約の支払遅延に 対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計 算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、100円未満の端数は切捨て、総額が100円未満の場合は支払いを要しない。

(契約の解除)

第 11 条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。 この場合乙は違約金として売買予定金額の100分の10に相当する金額を 甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約上の義務を履行せずまた履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し乙が不正行為をしたと甲が認めたとき。
 - 2 乙は、甲の責に帰する理由により契約の履行が困難となったときは、この契約を解除することができる。

この場合、乙に損害があるときは甲はこれを弁償するものとし、弁償の額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙が第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、 当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第40 4条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利 息を甲に支払わなければならない。

(再委託の制限)

- 第12条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
 - 2 乙は前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は 名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額につい て記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ 甲の承認を得なければならない。
 - 4 乙は委託事業達成のため、再々委託は又は再々請負(再々委託又は再々請 負以降の委託又は請負を含む以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又 は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、 第1項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
 - 5 乙は再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を 変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書 面を変更し、甲に届け出なければならない。
 - 6 甲は第2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の 確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることが できる。
 - 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第1条に規定する委託費の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各項の規定は適用しない。

(債権債務の相殺)

第13条 この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲の支払うべき債務と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全

部又は一部を解除することが出来る。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占」禁止法」 という。)第7条又は8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する 行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7 条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若 しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと き。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、該当処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条による契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100 分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第 18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行っ たとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人は法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当する ときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の 100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わな ければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人

(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が 違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の契約書を提出しているとき。
 - 3 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民 法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額 の遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 4 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を 超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求すること を妨げない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約について紛争を生じたときは第三者のあっ旋により解決するものとする。

(契約単価の変更)

第18条 法令の制定、または改定、もしくは予期することの出来ない理由に基づく経済情勢の変動等により、頭書に定める契約単価が著しく不適当と認められた場合は、甲乙協議して変更することができるものとする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第19条 別紙暴力団排除に関する特約条項のとおり。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下じ。) が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契 約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、 かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を

含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若し くは受任者が 当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方 をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象 者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に 反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該 解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないとき は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下 「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等を して、これを拒否 させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告す るとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

内 訳 書

(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターが発表する「給油所石油製品市況調査(都道府県別)」熊本価格(以下「市場価格」という。)の令和7年5月14日14:00公表価格(5月12日調査分の1%あたりの灯油配達)から落札価格を差し引いた額を値引き額とし、毎月、前月分の市場価格(第3回目調査分)から値引き額を差し引いた額を契約単価とする。

				単		価	予定金額
品名	規格	年間使用 予定数量	呼称単位	令和7年5月14 日公表の市場 価格 (税 込)	落札価格(税込)	値引き額(税込)	消費税等 込み金額
灯油	1号	60, 000	リツトル				

[※] 小数点第3位切捨て。